

【転飼許可申請書提出についての注意点】

● 以下の点について、今一度ご確認ください

- ・転飼場所の地図は、**目印**となる付近の信号（交差点名も併せて）や停留所等できるだけ詳細に記載してください（**航空写真も可**）。
- ・転飼場所は地番まで記載してください。
- ・ボールペンで記載してください。
- ・内容の訂正の場合は**二重線を引き訂正印を押してください**。
- ・誓約書への記載をお願いします。（申請書のウラ面にあります）
- ・押印は不要です。
- ・可能な限り、**位置情報（緯度、経度）の記入をお願いします**。

● 収入証紙の貼付が必要です

【県内転飼の収入証紙手数料計算方法】

- ・1蜂群につき 100円

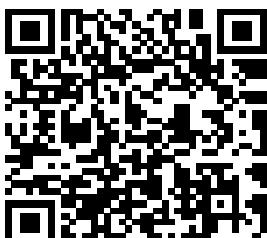
- ・ただし、1場所につき 1,400円を限度とする

$$\left. \begin{array}{l} \text{5群の場合 } \rightarrow 100\text{円} \times 5\text{群} = 500\text{円} \\ \text{14群の場合 } \rightarrow 100\text{円} \times 14\text{群} = 1,400\text{円} \\ \text{30群の場合 } \rightarrow 100\text{円} \times 30\text{群} = 1,400\text{円} \end{array} \right\}$$

※ 15群以上は、1場所につき 1,400円

- ・佐賀県収入証紙は、破損させたり汚したりした場合は無効となりますのでご注意ください。収入印紙と間違えないようにしてください。
- ・証紙を転飼手数料より多く貼付された場合は、差額分を返金することはできません。くれぐれも計算間違いがないようにしてください。
- ・佐賀県収入証紙の購入に関することについては、以下をご参照ください。
(県ホームページ_佐賀県証し売りさばき所一覧) :

[\(二次元コード\)](https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00336790/index.html)



【問い合わせ先】

佐賀県農林水産部畜産課 衛生担当

[\(直通\)](tel:0952-25-7122)